

平成31年度からの主な税制改正

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者控除の額が改正され、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得が38万円超123万円以下とされ、その控除額が改正されました。

なお、配偶者控除・配偶者特別控除ともに合計所得金額が900万円を超える場合は逡減していく仕組みになりました。改正前及び改正後の適用額の違いは以下の表をご参照ください。

【改正前】

配偶者の合計所得金額 38万円以下	納税者本人の 合計所得金額 制限なし
控除対象配偶者	33万円
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円

【改正後】

配偶者の合計所得金額 38万円以下	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円

配偶者の合計所得金額	納税者本人の 合計所得金額 1,000万円以下
38万円超45万円未満	33万円
45万円以上50万円未満	31万円
50万円以上55万円未満	26万円
55万円以上60万円未満	21万円
60万円以上65万円未満	16万円
65万円以上70万円未満	11万円
70万円以上75万円未満	6万円
75万円以上76万円未満	3万円
76万円以上	0円

配偶者の合計所得金額 38万円以下	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円